

緊急事態宣言延長に伴う 介護予防施設「ばらの里」臨時休館のお知らせ

(令和3年2月4日更新)

1月14日に岐阜県に発出された、新型コロナウイルス感染症に伴う新型インフルエンザ等特措法に基づく緊急事態宣言の延長が決定いたしました。

これを受けて、介護予防施設「ばらの里」の臨時休館の延長を、下記のとおり行うこととなりました。

営業再開につきましては、あらためて神戸町ホームページ等においてお知らせいたします。

ご利用の皆さまには、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

【臨時休館期間】

変更前：令和3年1月20日から2月7日まで

↓

変更後：令和3年1月20日から緊急事態宣言が解除されるまで

《お問い合わせ先》

神戸町保健センター電話：0584-27-7555